

自然教室の方向性等に関する庁内検討会議設置要綱

令和 6 年 5 月 1 7 日
6 川教指第 3 1 9 号

（設置）

第 1 条 今後の自然教室の方向性について、八ヶ岳少年自然の家の実地での再編整備や移転整備等の可能性も含め、持続可能な内容や実施手法等を庁内で幅広く検討するため、自然教室の方向性等に関する庁内検討会議（以下「庁内検討会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 庁内検討会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- （１）持続可能な自然教室の内容及び実施手法の検討に関すること。
- （２）八ヶ岳少年自然の家の実地での再編整備や移転整備の検討に関すること。
- （３）その他自然教室の方向性等の検討に当たり必要な事項に関すること。

（組織）

第 3 条 庁内検討会議は、別表に掲げる者をもって組織する。

2 座長は、教育委員会事務局学校教育部長をもって充てる。

3 座長が事故その他の事由により職務を遂行できないときは、他の委員の互選により選ばれた委員がその職務を代行する。

（会議）

第 4 条 庁内検討会議は、座長が招集する。

2 委員は、会議に出席できないときは、その指名する者を代理で会議に出席させることができる。

3 前条に掲げる者のほか、座長が必要と認める場合は、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（事務局）

第 5 条 庁内検討会議の事務を処理するため、事務局を教育委員会事務局学校教育部指導課に置く。

（その他必要事項）

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、庁内検討会議の運営について必要な事項は、座長が庁内検討会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 5 月 1 7 日から施行する。

別表（第3条関係）

		局部課名	補職名
1	◎	教育委員会事務局学校教育部	部長
2		総務企画局都市政策部企画調整課	担当課長
3		総務企画局公共施設総合調整室	担当課長
4		総務企画局行政改革マネジメント推進室	担当課長
5		総務企画局行政改革マネジメント推進室	担当課長
6		財政局財政部財政課	課長
7		こども未来局青少年支援室	担当課長
8		教育委員会事務局教育政策室	担当課長
9		教育委員会事務局学校教育部指導課	担当課長
10		教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課	課長
11		教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課	担当課長

◎座長 事務局：指導課